

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

2021年1月26日のパフォーマンス向上会議で審議された不適合は、下記のとおりです。

番号	不適合内容	グレード	発見日
1	<p>【酸素欠乏危険作業主任者の選任不備による労働基準監督署から協力企業への是正勧告について】 富岡労働基準監督署の臨時立入検査の結果、2～3号機電源ケーブルダクト建屋貫通部閉塞工事において、元請企業・二次請企業に対し以下の是正勧告書が発出。</p> <p>&lt;元請企業&gt; ・作業場所の見やすい場所に酸素欠乏危険作業主任者に行わせる事項を掲示する等、関係労働者への周知がなされていない。 ・当該作業に関し、労働安全衛生法の規定に違反しないよう必要な指導を行っていない。</p> <p>&lt;二次請企業&gt; ・元請企業・一次請企業からは、酸素欠乏危険作業主任者が選任されているが、二次請企業からは選任されていない。 今後、元請企業・二次請企業が、所定期日までに是正し、是正報告書を富岡労働基準監督署に提出予定。 また、当社および元請企業・二次請企業が再発防止対策を検討予定。</p>	G II	1月19日
2	<p>【不適切な放射線防護エリアの設定、装備での作業について】 当社社員が、協力企業作業員に放射線防護エリアの変更申請が提出されている箇所での作業状況を確認したところ、変更承認前にもかかわらず変更承認後の放射線防護エリア設定、装備で作業をしていたことを確認。調査したところ、以下のことが判明した。</p> <p>1月19日 ・協力企業作業員が現場状況を踏まえ、放射線防護エリアの変更申請(GゾーンからYゾーン(※1)へ変更)を提出した。</p> <p>1月20日 ・協力企業作業員が汚染防止対策としてカバーオールとGゾーン用靴他で作業をしたが、その装備に対する申請が漏れていた。</p> <p>1月20日 ・放射線防護エリアの変更申請が承認されていると思い込み、承認されたかどうかを確認せずにYゾーンとして放射線防護エリアを設定し、Y装備(※2)で作業していた。 今後、再発防止対策を検討。</p> <p>※1 Gゾーン、Yゾーン:作業場所や条件によって定めた運用区域 ※2 Y装備:Yゾーンに合わせた装備(半面または全面マスク、カバーオール等の着用)</p>	G II	1月20日
3	<p>【1号機原子炉格納容器内部調査に向けたアクセスルート構築作業中における原子炉格納容器圧力の低下について】 当直員が通常監視中において、1号機原子炉格納容器の圧力が低下していること確認。 1号機アクセスルート構築作業において、干渉物調査用カメラ装置の挿入に用いるカメラチャンバ取付完了後に原子炉格納容器の圧力が低下したことを確認したことから、カメラチャンバ取付作業前の状態に戻した。 これにより、原子炉格納容器の圧力が、カメラチャンバ取付作業前の水準まで回復した。 作業エリアに設置したダストモニタ・プラントパラメータ・モニタリングポスト・敷地境界ダストモニタ・構内連続ダストモニタの値に有意な変動なし。 今後、漏えい箇所や原因について調査、および、対策を検討。</p>	G III	1月21日